◆選管告示

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可毎週火、金曜日発行(但休日に当ぶるは翌日)

規

則

D

技能労務職員就業規則をことに公布する

昭和三十四年三月三日

鳥取県知事

石

破

朗

鳥取県規則第三号

◆ 告 規 則

第一条 この規則は、 (この規則の目的) 給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月 四十九号)第八十九条の規定に基き、 労働基準法(昭和二十二年法律第 技能労務職員の

労務職員(以下「職員」という。)の就業条件等につい 鳥取県条例第三十七号)第一条第二項に規定する技能

方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)、地方 号)第三十九条の規定により適用されることとなる地 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二

年法律第二百八十九号) 公営企業法及び地方公営企業労働関係法(昭和二十七

の規定並びにこれらの法律に

◇正誤

◇公告

◇教委告示

技能労務職員就業規則

名

称

在 険

地

指定の記号番号

指

定

年

月

日

日

日

医

又

な

保

薬

局

俵

ు

医

院

鳥取市片原町二丁目三

田 谷

基く条例規則等に定めるも

0 0

ほ

か

必要な事項を定

第四条

職員の衛生管理及び表彰並びに職員に対する被

第二条 時間等に関する訓令等の定めるところによる。 六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号)並びに勤務 十八号)及び職員の勤務時間に関する規則 時間に関する条例 (昭和二十六年九月鳥取県条例第三 (昭和二十

(旅費) 守衛の勤務時間等は、 別に定めるところによる。

第三条 号)及び職員等の旅費の支給に関する規則(昭和二十 七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号) 例に関する条例 十七年十一月鳥取県条例第四十号)、職員等の旅費の特 旅費については、 るところによる。 職員及びその扶食親族又は遺族に対し支給する (昭和二十九年三月鳥取県条例第十四 職員等の旅費に関する条例(昭和二 等の定め

(勤務時間等) めることを目的とする 職員(守衛を除く。)の勤務時間は、 職員の勤務

第五条

この規則に定めるもののほか、

職員の就業条件

等について必要な事項は、甲類附属機関の長又は地方

(雑則)

服等の貸与については、

別に定めるところによる。

ばならない。 機関の長におい

これを改正し

ようとするときもまた同様

て別に定め、

知事の承認を受けなけれ

の規則は、 公布の日 から施行する。

ح

告

示

鳥取県告示第九十九号

第一項の規定により、 薬局を指定した。 健康保険法 (大正十一 年法律第七十号) 次のように保険医療機関及び保険 第四十三条ノ三

昭和三十四年三月三日

鳥取県知事 石 破

朗

D

13

ON THE

薬 科 薬 品(株) 医 院 局

鳥取市吉方町一五八ノニ

倉吉市明治町一〇二七ノ三

報

谷 小 岸

面

鳥取市東品治町

_

24

七

取 取 倉 取

薬 薬 歯 歯

四四

昭和三十四年二月 昭和三十四年二月 昭和三十四年二月 昭和三十四年二月

日 Ħ

 \equiv = 三七

鳥取県告示第百号

録した。 健康保険法 (大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、 次のように保険医及び保険薬剤師を登

昭和三十四年三月三日

昭和34年3月3日 火曜日 鳥 取 県 公

鳥取県知事 石

朗

破

登 録

九

日

昭和三十四年二月

四

昭和三十四年二月

薬

鳥

宏

尚 和

谷 岸

岡|田

実

倉吉市明治町

〇二七ノ

 $\stackrel{\sim}{=}$

所

登録の記号番号

氏

名

鳥取市東品治町

四

鳥 歯

月

日

日

年

鳥取県

知

石

破

朗

和34	4年3	月	3 日	火曜	B	鳥	取	県	公!	報			300 300		
H.77	計量法	鳥取県告示第		"	"	//	"	"	"	"	"	"	"	//	17
昭和三	(昭和	告示第		<u> </u>	中	村	山	谷	Щ	嶋	前	谷	中	淹	滝
十四四		百二号		中	島	尾	根	口	下	本	家	П	尾		下
年	十六年	号		守	喜	永	秀	保	光	英	喬	槇	源	武	武
三十四年三月三日	-法律第			隆	<u>i</u> 美穂		雄	男	男	孝	=	夫	蔵	信	失
	法律第二百七号)第三		,		"	<i>"</i>	"	"	"	"	"	"		"	"
	第百四十条の規定により、				養郷	上善田			大坪	養郷		奥崎	上善田		蔵内
				当選し、	昭和三十	"	"	"	監事	"	"	"	"	"	
	八頭郡			+	三十三年	北	中	山	片	島	青	野	谷	大	赤
	の計			月三日就任、	+	島	村	根	岡	尾	木	崎			穂
	量器			日就	月三		林	知	徳	政	忠	秀	政	善	義
	定期検			任、任期	月三日臨時	節	蔵	=	太郎	美	重	雄	信		夫
	の計量器定期検査を次のように実施す			期二年。	総会において総選挙の	**	//	<i>"</i>	"	//		"		奥	
	-9				0	養	奥	一大:	蔵	奥	大	養	蔵	哭	

	昭和	1134	年3	月3	E	ار ا	曜日	l l	高	取	県	公	報	舅	序30C	0号	4
"	"	"	"	"	· //		"	"	"	理事	退任した		昭和	役員が退	第十項の	土地改良	鳥取県告示第百
大	Ш	田	嶋	木	中	中	谷	淹	石	Щ	た役員の		三十四	任及	規定	法(昭	示第
口	根	中	本	村	尾	島	口		田	本	の氏名及	白	年二	び就任	により	和和一	日一号
善	秀	紋	英	民	源	喜生	保	武	時	寿	投び	鳥取県	年三月三日	し	<i>b</i> ,	和二十四	75
	雄	蔵	孝	蔵	蔵	美穂	男	信	夫	延	6住所	知 事	日	た旨届立	日置谷:	四年法律第百	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	気		石		出がま	土地改	律第五	
										郡害		破		あつた。	以良区か	九十	
	•									気高郡青谷町大字奥崎				,0	から	九十五号)	
										大字		_			ら次の		
奥崎	大坪	善田	養郷		善田	養郷	大坪		蔵内	奥崎		朗			ように	第十八条	
	Markett Garage			······································		,									γC.	采	
"	! !	理事	就任した	"	"	"	監事	,"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
田	石	Щ	た役員の	北	中	山	片	赤	前	島	谷	村	Щ	淹	田	谷	青
中	田	本	の氏々	島	村	根	岡	穂	家	尾	П	尾	下	下	中	口	木
紋	時	弄	名及び		林	知	徳	義	喬	政	政	永	光	武	守	槇	忠
蔵	夫	延	び住所	節	蔵		太郎	夫	=	美	信		男	夫	隆	夫	重
"	"	気高郡青谷町大字奥崎			"	,	"		"	"	"	"	".		ii	. //	<i>!!</i>
善田田	蔵内	:大字奥崎		養郷	奥崎	大坪	蔵内	養郷	" !	奥崎	蔵内	善田	大坪	蔵内	大坪	奥崎	大坪

火曜日 鳥 取 県 公 報

" "

" 11

船岡

町

隼

小 小 小 小 小

学

旧

大

伊

村

役

場 校 校 校

" "

安 八 丹 若

部 東 比 桜

学 学 学 学

八頭村 丹比村

 \equiv

第3000号

三月

Н

後前三九

一時まで

b 時

八頭郡若桜

町

若桜町役場池田

支所

日 日

"

校 校

" " " 6

検 九

查

日

検

査

区

域

検

查

場

所

備考

の所在場所とし、

計量法第百四十二条ただし書による所在場所で行う定期検査に

実施期間を昭和三十四年三月九日

か

ら四月八日

鳥取県告示第百三号

ことを命ずる。

実施の目的 結核及びブル 鳥取県知事 石 セ

ラ病予防の

ため _

検査

破

朗

の区域 別表のとお ŋ

実施

実施 0

 \equiv 别

三月

日 日

三月十

_

日

頭郡用瀬町

大社 地地 区区

別府家畜検査提家畜検査提

場場場場

次

次

検

查

 \boxtimes

域

検

場

所

"

+ 九

"

 \equiv

日

11

用佐

瀬治

地

区

対象となる家畜の種類及び範囲

第六条の規定により、 次のように牛のブルセラ病及び結核病の検査を実施する から、家畜伝染病予防法 昭和三十四年三月三日 牛の所有者に対して検査をうける (昭和二十六年法律百六十六号)

実施の期日

ただし、

五.四

検査及び注射駆除の方法

結核病……ツベル

クリン皮内反応検査

ブルセラ病 ·····ブ ルセラ急速凝集反応及び試験管法

牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。 内のものを除く。 搾乳の用に供 生後六月分べ į 別表のとお ん前 月及び分べん後十日以 l 7 い る雌

1. S

10

昭和34年3月3日

二十四

日

二十五

" 11 " " "

11 // " " 11 "

私 私 私

都 都 都

小 小 小

学 学 学

郡 下 中

家

公

会

堂 校 校 校

二十六日

二十三日

_

Н 日 日

1

上

 \pm

中

公

民

家町

大

御

門

公

民

館 館

般

岡

小

学

校

-

11

九 八 十 十 ++ +

七 六

日 日 日 日

"

までとする。 実施 の場所をそ

9

V

T

は

又は供する目的で飼育

+ 七

日 日 日 日 日 日

//

二十三日

二十六日 二十七日

郡船郡船八丹

家岡家岡頭比町町町村村

船国大集 町中御地 地地

地地門区区

X

合場

区区地

+

"

 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ + 十

+

日 日 日 日 日

若桜町 河原町 河原町

若桜地区 河原地区 + +

JU \equiv

七 六

" // " "

九

+

+

四

河

原町

国英地区

+

散岐地区 郡下私都地区

佐貫家畜検査場

河原家畜検査場

X

郡家農業協同紀本村軍家畜検査提出手家畜検査提出

組場場場

//

尾

健

蔵 喜

退任し 理事

た役員

の氏名及住所

安 瀬

火曜日 鳥 取 県

回

縦覧に供する場所 岩美郡国府町役 場

の二十日間とする。

縦覧の期間 日 か

福

初

井 田

美

二八四番一地

Щ

勇 高

〃 八東

二八

九伯

番郡

地大学町大字穂破二

定

市 吉 石

田

才 玉

別所四九九番次一二八八番次一

地

石

倉吉市尾原三〇七番地

縦覧に供する書類の名称

47

土地改良事業計画書の写

和三十四年三月三 ら同年三月二十二日まで

鳥取縣告示第百五号

第十項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条 大灘土地改良区から次のように役

> 理事 "

樋

蔵 喜

七九番二地

倉吉市穴沢五六番

地

口藤

Ш

倉吉市北面一七一番地

た役

員

氏名及び

住所

員が退任及び就任した旨届出があつた。 昭和三十四年三月三日

鳥取県知事

石 破

朗

倉吉市穴沢五六番地

倉吉市北面 、 六番地

一七一番地

石

勇

石

玉 永 泰

川根

石

長太郎 定

勇

八東 九 九 番 郡 七伯 二八

五郡 番大地栄 町 大字原

別所四八九八 一九番

尾原三〇七番地 地合併

40大学町大字穂波二二八四番地 地大栄

鳥取県告示第百四号

二十

七

日

"

+

日

"

智智智

頭頭頭 町町町

智土山 頭師里 地地地区区区

智尾 頭見

家家畜

検検

查查

二十

五.

日

" // "

八

日

"

智頭町

山形地区

芦津家畜検査場

二十四日 二十三日

" " " ″ " " "

索道) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 条の二第一項の規定によ 事業施行の認可申請があつたので、 計画につき 審査した結果、 岩美郡国府町から土地改良 当該土地改良事業 これを適当と認め 第九十六

> 項の規定により、 O. で、 同法同条第三項に 次のように縦覧に供する。 お い て準用する同法第八条第四

昭和三十四年三月三日

鳥取県知 事 石 破

朗

昭和三十四年一月十二日臨時総会において総選挙の結果

第3000号 10

当選し、

一月十六日就任、

任期二年。

鳥取縣告示第百六号

昭和34年3月3日

旨は、

次のとおりである。

昭和三十四年三月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長

井

正

雄

第二項の規定により、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条 昭和三十四年二月二十七日認可した。 昭和三十四年三月三日

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

鳥取県知事

石 破

 \equiv 報告書の要旨

政党、 関する報告書要旨

種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用す 協会その他の団体の収支に

る第十八条の規定による報告書 昭和三十三年十二月三十一日まで昭和三十三年七月一日から

二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十 会その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要 上砂見土地改良区の定款変更は、 朗

11 四千	034年	3月	3日	火	曜日	鳥	取	県	公	報		第	3000	弓
会日本社会党鳥取県支部連合会	部建友	鳥取農政同志会	鳥取県徳安後援会	鳥取県医師連盟	会 鳥取県西部地区青年団協議	鳥取県東部徳安後援会	鳥取県会自由民主党	鳥取県振興協議会	自由民主党岩井支部	自由民主党本庄支部	会自由民主党鳥取県支部連合	機関車政治連盟米子支部	t distribution of the state of	交党、協会その也の団本名
二宝0、九八宝		15~100	,			图0,000	1至、000	二、〇三元、四四五		-	二、四四、0111	- 円	額附の総	収寄入又ない
							1		1.		1		数件	上 の 寄 干
1 1	1	_ [1	l	l	ļ	1	1_	Ì	-	円	総額	寄千 附円 以
_	l	九	Ţ	l	ŀ	四	l	건데	1.	!	-Ŀ	!	数件	以一
		九、玉00			·	图0,000		1,000,000			21、0至0、000、1、至1、至1、	<u></u> Н	総額	上の寄附 件五百円
三五、九四三		11,100	MO,000			三八、九六宝	1五四、六九0	1.000.4111			、四、三	円	総額	支』.
_六		=	_			<u>六</u>	Æ,	ル			立		数件	の一 件
元、 至00		107三年	11,0,000			壹 、 四玄	当つ売口	11,01萬,511			一、酒二言只	. 円	総額	支円以出上
													数件	以一 上件
		1.						1					総額	の 支 田 田
// /	// 一一一一一	/ 高二三	″ 高いいせ	〃 一一一、一、一九	// 三四、一、二六	〃 詩、一、一九	/ 三四、一二三	/	″	″ > 三六	″ 讀、1 1元	昭和 등、1、1四	理年月日	報告書受

S.C.

日

本 社

会

一党鳥取

支

部

県支部 日本民主教育政治連盟鳥取 日本共産党伯西地区委員会

連

会

高、 二、 三、 三、 등、1、元

一一一 **一一一一**

一一一一 憲(1)

事務

会

民有林振興協会鳥取県支部

火曜日 鳥 取 県 公 報

自由民主党鳥取県支部連合会 政党協会その他の団 宝たる寄附者及び支出 体名 寄 附 -00, $\bigcirc {}^{\hspace{-0.1cm} \bullet}$ 0 総 000 000 000 000 0額 〇円 数 石谷 憲男 体名の氏名又は団 木 池 田島 勇 行 人 蔵 男 議国社会 無 職 員会長社 職 業 鳥取市 東京都 埼玉県浦和市 鳥取市 所の所在地住所又は主たる内

1 五〇 \bigcirc

, was

1000 000 000

00892

鳥

取

東

部

徳

安

後

援

숲

 $\overline{\circ}$

三 〇 〇 、

第3000号

鳥

取 県

振

興

協

議

会

西 中 野 地 千代西尾 徳 米 太 尾崎 原 安 田

13 昭和34年3月3日 火曜日 鳥 取 県 公

鳥

取

農

政

同

志

会

<u>FL</u> () 000 000 000 000 000

五. 〇〇

五〇〇

五五〇〇

坂 口 平兵衛 国会議員団 平兵衛 誠 福 寿 長 鹿 章 武 美 治 蔵 章、蔵 三 頌

管理職 医 議県議国顧会社会社会 顧会 業 師 員会員会問社長社長社 問社

東京都 八頭郡智頭町 鳥取市 東京都 東京都 米子市 八頭郡智頭町

										٠.				089
	昭和34	年3月	3日	火	曜日	鳥	取		公	報		第3C	00号	14
自由民主党鳥取県支部連合会	政党、協会、その他の団体名	(二) 支出		,				-						
二四二、一三〇円	支出の総		• 五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五.	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五.〇〇	五〇〇
○円 ——	額										_			_
	·件		岡村	西垣	中川	中村	中村	山岡	加藤	中村	中川	中 · 村	· 中 川	村松
七	数 ———		常治	美智雄	忠雄	文博	澄	義男	重蔵	源夫	愛喜智	隆春	富久治	愛正
給 与	支	,	"	"	"	. "	"		役農 員協	"	"	"	<i>"</i>	"
. j.	出		"			"	"	<i></i>		"	"//			
費	0													
	E													.
/	44													11

15	昭和34年3月3日	火曜日	鳥	取	県	公	報	第3000号
	والمناز والمنا							

						八吨		1.0 L	K 5	卍 乙	公子	乜	タマン	UUU₹	J
			鳥取県振興協議会		•			-							
六二、一五〇		1,000	一五七、000	1四1、000			八三、八九六					二一、八五五	一二五、九五一	一一二、七七八	四二、五七〇
		-	一六	四	七〇		<u>一</u> 五	六			=	四		七	=
印	通	旅	給	 教 育	会	交	雑	借	広	備	印	消	通	ij	旅
刷	信		与	宣伝	議	際		家	告	品	刷	耗品	信 運 搬	務所	
費	費	費	費	費	費	費	費	料	費	費	費	費	費	費	費
		1			11.		•						• .		

昭和34年3月3日 火曜日 鳥 取 県 公 報 第3000号

,	倉吉余戸谷町三〇五八	"	"	一倉 吉 西高等学校一
	倉吉市堺町二丁目二〇一	午前十時	//	倉 吉 東高等学校
	気高郡青谷町北浜二九一	午前十時三十分	"	青 谷 高等学校
	八頭郡智頭町智頭七一一の一	"	"	智頭農林高等学校
	八頭郡郡家町久能寺七二五	"	"	八 頭 高等学校
	岩美郡岩美町浦富七〇八	"	"	岩美農業高等学校
	鳥取市湖山一二五八	"	"	鳥取農業高等学校
	鳥取市立川町五丁目三二〇	"	<i>"</i>	鳥取工業高等学校
	鳥取市東町二	"	"	鳥取 西 高等学校
	鳥取市立川町五丁目一一〇	*三月十日午前十時	昭和三十四年三	鳥取東高等学校
所	場	時	日	学校名
		生徒卒業式日程	県立学校児童生	· 昭和三十三年度県立学校児童生徒卒業式日程

, W.A.

B

jek.

昭和三十三年度県立学校児童生徒卒業式を次のとおり行う。鳥取県教育委員会告示第七号 昭和三十四年三月三日

鳥取県教育委員会委員長 石

貞

谷

彦

,					
		給	六	六九、五〇〇	日本社会党鳥取県支部連合会
Į.	刷費	印	=	四,000	
Į.		通		六、三五五	鳥取農政同志会
Į.	費	雑		1110,000	鳥取県徳安後援会
Į,	品費	消耗		二、〇二五	
具	品費	備		11、0回0	
Į.	刷費	印		三、四〇〇	
具	信費	通	=	一六、000	
貝	与費	給		10,000	鳥取県東部徳安後援会
具、	与 費	給		六,000	
貝	信費	通		五、二八〇	
具	品 費	消耗		四、八〇〇	
貝	議費	会		五六、三一〇	鳥取県会自由民主党
具	紙出版費	機関	一六	二三五、八五一	
ZIZ	付金	交	四七	一、五〇五、〇〇〇	
貝	費	雑			
具	告費	広	四	九、五〇〇	

火曜日 鳥 取 県 公 報

昭和34年3月3日

第3000号 18

19	昭和34年3月	3日	火曜日	鳥	取 県	公	報	第300	10号	
	について	2 1 調	二	一 日 時 昭和三十四年三月七日 午後一時	鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦昭和三十四年三月三日	定例教育委員会を次のとおり招集する。	鳥取県教育委員会告示第八号	鳥 取 盲 学 校 〃 三月二十日	鳥 取 ろ う 学 校 〃 三月二十四日	江府校舎 / 三月十日
	鳥取県知事 石 破 二 朗昭和三十四年三月三日	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和三十四年三月三日 架設の見槻大橋は、橋名を一隼郡家橋」に変更した。	、八頭郡船岡町大字郡家	橋名の変更について	公告		1 // 鳥取市立川町五丁目	鳥取市立川町五丁目	" 日野郡江府町

米子工業 養良農業 法勝寺農業 野産業 子 業 西 眉 高 口宫 学 昭和三十四年三月十日午前十時 昭和三十四年三月六日 三月七日 三月九日午前十 午前十一時 午前十時 日野郡溝口町溝口日野郡高宮村阿毘縁 米子市博労町四丁目二二〇 米子市長砂町一八八 米子市錦町一丁目一〇三 米子市勝田町三〇七 西伯郡淀江町今津二八六 東伯郡由良町由良宿一六〇八 倉吉市上井町四三〇 倉吉市大谷一六六 日野郡伯南町矢戸 日野郡根雨町中租三三八の一 西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内 境港市山中二〇六四 境港市東本町二 日野郡黒坂町黒坂紺屋田一一 東伯郡赤碕町赤碕一九五七 <u>-</u> ○の

職種別募集人員

昭和三十四年度鳥取県職業訓練所訓練生募集要項

経 (夜間)

事

務

員

 \equiv

J

出願手続

三 出願期限

むこと。

だし、新規学校卒業者は、

所に提出のこと。

入所願書を当該職業訓練所又はも寄りの公共職業安定

(用紙は各職業訓練所に準備。)た

なるべく学校を通じて申込

四 昭和三十四年三月十六日

出願資格

義務教育終了者で、将来習得技能を活用できる業務に ただし、経理事務員は、 就職を希望するもの(年令、 新制高校卒業程度の学力を有 性別を問わない。

5

各訓練職種とも簡単な筆記試験及び面接試験を行う。 選考方法

学科 実地

鳥取市吉方

鳥取県立高等看護学院

試験場所

五.

することが望ましい

(4) (3) (2) (1)

授業料不要

訓練用工具無料貸与 通学運賃割引証の交付

宿泊施設あり 失業保険金受給資格の継続

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号) 告

第十八条の規定により、 准看護婦試 験 を次 のとおり行

昭和三十四年三月三日

鳥取県知事

石 破

朗

鳥取市東町 鳥取県立西高等学校第一校舎

昭和34年3月3日 火曜日 鳥 取 県 公 第3000号 報

米 倉 鳥 訓 所 子 吉 取 名 自(夜 準動間)理 内 木 自 建 木 洋木自機 訓 動 動 練 車 車 車 関 事 裁 械 服 整 整 整 整 職 務 備 備 備 エエ 員 I I I I IIII I. 種 募集人員 Ξ \bigcirc \equiv \equiv Ξ \equiv \equiv \equiv \equiv Ξ Ξ 三五 五〇 訓練期間 年 年 年 米子市東福原 鳥 所 古 取 市 市 駄 経寺 富 在 安 地

第3000号

第3000号

22

試験日時

 \equiv

実地

昭和三十四年三月二十七日 昭和三十四年三月二十六日

午前九時 午前九時から

から

試験科目 解剖生理

個人衛生 細菌及び消毒法

薬理概論

一般看護法(理論及び実地)

歯科及び耳鼻い んこう科疾患

皮膚泌尿器科疾患

看護史及び看護倫理 産婦人科疾患及び看護法 外科疾患及び看護法 内科疾患及び看護法 看護の原理及び実際 精神科疾患及び看護法 小児科及び看護法

理学療法

受験資格

匹

2 厚生大臣の定める基準に従い、 する学科を修めた者 文部大臣の指定した学校において二年の看護に関 都道府県知事の指

3 保健婦助産婦看護婦法第二十一条第一号、 定した准看護婦養成所を卒業した者

4 外国の看護婦学校を卒業し、 及び第四号に該当する者 又は外国において看 第二号

昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト める基準に従い、 二十一条第四号に該当しない者で、厚生大臣の定 護婦免許を得た者のうち保健婦助産婦看護婦法第 以北の朝鮮、 社会主義共和国連邦、 にあつて昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げ 関東州、 都道府県知事が適当と認め 樺太、 満洲又は中国本土の地域内 千島、北緯三十八度 た

5

た者で当該地域内において引き続き三年以上保健

あると知事が認めた者 第二十二条に規定する准看護婦試験の受験資格を おいて満十七年以上の者で保健婦助産婦看護婦法 務を行つていた者のうち、准看護婦試験の当日に 婦助産婦看護婦法第五条又は第六条に規定する業 有する者と同等以上の知識及び技能を有する者で

Ŧi. 試験方法

学科試験及び実地試験とする。

火曜日 鳥 取"県 公 報

受験願書の提出期限

の願書は受理しない。 昭和三十四年三月二十三日までとし、 ただし、 郵送の場合は三月 期限経過後

二十三日付の消印のあるものは受理する。

受験願書の提出先

七

鳥取市東町 鳥取県厚生労仂部衛生課

5

とを証する書面

八 受験手数料

昭和34年3月3日

ること。)ただし、県外から受験しようとするとき 受験手数料四百円(郵送の場合は、必ず書留とす 現金又は普通為替で送付すること。 既納の手

23

数料は返還しない。

九 提出書類

受験願書(様式一)

履歷書(様式二)

影したもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を 写真(手札型とし、 出願前六月以内に正面で撮

又は卒業証明書 (イ)四の1、2、 るに該当する者は、 修業証明書 記載したもの)

を卒業し、 証明書若しくは卒業証明書又は外国の看護婦学校 回四の4に該当する者は、 又は外国において看護婦免許を得たこ 外国の看護婦学校修業

(イ)被証明者の上司若しくはこれに準ずる者で責任 四の5に該当する者は次に掲げる証明 ある地位についていた者(たとえば政府顧問、

の証明書又は被証明者が業務に従事していた病 副院長、 科主任、 総婦長等)

第3000号 24

にあつた者で被証明者との関係が明らかなもの若しくは軍の医療機関において右と同様な地位院若しくは診療所の所在する地区における政府

様式

准看護婦試験受験願